

報告第8号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日

つくば市長 五十嵐立青



5 損害賠償額

金 69,475 円

6 和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金 69,475 円を支払う。

(2) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。